

令和7年（行ウ）第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

第7準備書面

【被告準備書面(4)に対する反論】

2026年6月30日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多 田 晋

原告らは本書面において、被告準備書面(4)の本案に関する主張に対して必要な範囲で反論する。

第1 被告準備書面(4)に至る被告の主張の整理

被告は、これまで、本件各規定の目的は、①未成年者の保護及び②選挙の公正（選挙運動に係る機会の均等）の確保にあると主張してきた。

これに対し、原告らは、①立法経緯から未成年者を保護する趣旨は読み取れず、また、仮に「不当な選挙運動」（被告によれば「選挙運動の機会の均等を害する態様で行われた選挙運動」¹⁾）に巻き込まれることから未成年者を保護しようとするなら、「不当な選挙運動」それ自体を規制すれば足りること、②被告の主張する昭和26年地方選挙において人海戦術が行われた背景を踏まえても、これに対応して人海戦術や「金のかかる選挙」に対する厳格な規制が設けられた中で、未成年者が参加した選挙運動

¹⁾ 被告準備書面(3)46頁

だけがなお選挙の公正を害するという根拠はないことを主張してきた（原告第3準備書面、原告第5準備書面3～21頁）。

これに対し、被告は、被告準備書面(4)において、概要、①未成年者の保護について、本件各規定は、「未成年者である学生が選挙運動等の政治活動を盛んに行うことで学業をおろそかにする」という因果関係の存在を前提として、教育的見地から未成年者を保護しようとしたものである旨主張する（被告準備書面(4)4～16頁）。また、②選挙の公正の確保について、「人海戦術が選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたことによる弊害」の防止をも目的とするものである旨主張する（被告準備書面(4)10～12頁）。

しかし、被告の主張は、いずれも次の点で不当である。

第2 未成年者の保護（学業をおろそかにすることの防止）について

1 そもそも「学業をおろそかにすることの防止」を目的とすることはできない

未成年者を含む国民は教育を受ける権利を有するが（憲法26条1項）、国家から学習を強制されるものではない（渡辺康行ほか『憲法Ⅰ基本権』[第2版]（日本評論社、2023年）28頁）。最高裁も、教育を受ける権利は、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする」ための権利であり、子どもの学習権は、親の子どもに「普通教育を受けさせる義務」（憲法26条2項）として最低限の保障が図られているが、これは、「教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務」であると判示している（最高裁昭和51年5月21日判決・刑集30巻5号615頁（旭川学テ事件））。このように、未成年者には、学業に専念する義務があるわけではなく、一個の人間として、また将来の市民として成長・発達し、人格を形成していくための権利が保障されているのである。

そして、このような人格形成は必ずしも学校教育のみによって達成されるもの

ではない。未成年者が自らの関心や価値判断に基づき、政治活動、スポーツ、音楽、芸術、社会活動、芸能、起業等の学業以外の活動に取り組むことも、学業と同様、その人格形成に資する重要な営みである。

それにもかかわらず、国家が、未成年者は学業を優先すべきであるとの価値判断に基づき、その他の活動を制限することは、かえって未成年者の人格形成を阻害する。仮にこのような制約が許されるとすれば、国家は、未成年者に対し、「未成年者の保護」の名の下、未成年者の人格形成に資する諸活動のうち国家が望ましいと考える活動を優先させるために、それ以外の活動を広く禁止し得ることになる。そのような制約が未成年者の個人の尊厳を否定するものであることは明らかである。

被告が引用する大正から昭和初期にかけての一部の議員や教育者による「学生が選挙運動に従事すると学業をおろそかにする」旨の発言は、いずれも、大日本帝国憲法下において、教育が臣民育成の制度として位置付けられていた時代のものであり、現行憲法下における本件各規定を正当化する根拠とはなり得ない²。

2 被告が引用する発言・議論は立法事実を基礎付けない

(1) 被告が自らの主張の根拠として引用する発言及び事案

被告は、大正6年（1917年）に、教育者（慶應義塾長）が「殊に学生の選挙運動に従事することに就ての弊害は、学生が、それがために学課を怠り、

² さらに、被告が、昭和6年当時の衆議院議員の「政治運動に狂奔せんとするものが従来に比して増加することは予想に難くない」（被告準備書面(4)6頁）との発言を引用していることからすると、被告の主張には、選挙運動を規制することによって政治的表現一般を抑制しようとする発想が含まれていることがうかがわれる。しかし、政治的表現行為それ自体を否定的に評価し、これを抑制することは、日本国憲法下においておよそ正当化されない目的である。また、学業をおろそかにすることの防止のために選挙運動を禁止することは、その目的達成のために取られる手段としても不合理である。すなわち、手段として罰則が設けられているが、刑罰を科せられれば、当然、学業に専念することはできなくなる。また、学業以外の数ある活動のうち、適法に行うことのできる期間がごく限られている選挙運動だけを禁止したとしても、学業をおろそかにすることを防止するという目的達成に寄与する程度は極めて限られており、この点においても手段としての合理性を欠く。

学課を十分に考究する時間を逸することである」と述べていることや、昭和6年（1931年）当時の衆議院議員が、男子の選挙権年齢を満25歳から満20歳以上とすることについて、「彼等が選挙権を有するに至れば、従来に於てさえ選挙運動に携わって学業を放擲するものあるに、一層其の弊を甚だしからしむるであろうと予想する人々があります」と述べていること、東京地裁昭和28年7月7日決定において、「未成年者である学生が、選挙運動等の政治活動を盛んに行うことで学業をおろそかにし、成績が著しく低下して遂には退学処分に至った」事案があったことをもって、「選挙運動によって学業に支障が生じ、学生等の未成年者自身に悪影響が生じるという関係性が一般的に認識されていた」と主張する（被告準備書面(4)5～7頁）。

(2) 被告が引用する発言及び事案は選挙運動と学業阻害との間の因果関係を示すものではない

しかし、被告が立法事実として引用する発言や事案は、いずれも一個人の見解又は特定の時期における一部の事案を取り上げるものにとどまり、未成年者による選挙運動が一般的に学業を阻害するという因果関係を基礎付けるものではない。

まず、大正6年の教育者の発言は、あくまでも一教育者による評価ないし懸念を述べたものにすぎない。

次に、昭和6年当時の衆議院議員の発言も、男子の選挙権年齢を満25歳から満20歳以上に引き下げることに関する議論の中で、「予想する人々があります」として、懸念の存在を紹介したものにとどまる。

さらに、被告が引用する東京地裁昭和28年7月7日決定は、そもそも、被告の主張するような「未成年者である学生が、選挙運動等の政治活動を盛んに行うことで学業をおろそかにし、成績が著しく低下して遂には退学処分に至った」（被告準備書面(4)5頁）という事案ではない。同決定に係る事案は、私立高校の生徒が退学処分を受け、その効力停止等の仮処分を求めた事案であるが、

同校は「穏健中正な工業人を作る」という教育理念を掲げ、生徒に対して政治活動を行わないよう指示していたところ、当該生徒がこれに反して選挙運動を行ったため、同校が、当該生徒につき「再三の注意にも拘らず、学校のかねて堅持する教育方針を全く無視した行動」をとったものとして、「学校の教育上の理想に沿って申請人（引用者注：生徒）の人格を陶冶することをもはや不可能と断念し、学校の秩序維持の点をもあわせ考えて申請人の退学を決意するに至った」というものである。そして、同決定は、「選挙運動等の行為はそれ自体としては何ら不当な行為ではなく、一般に国民の権利として保障せられる政治活動であることは申請人の主張するとおりである」とした上で、「教育者が教育者としての立場からその学校にふさわしい教育方針を立て、生徒を教育することは、それが特に不当な教育方針でない限り、もとより許さるべきことであつて学校に入学するものは、その学校の教育方針に従つて教育を受けることを了承したものと認むべきであるから、学校の教育方針に従い、学校の指示指導に服すべく、その限りで校外の行動についても何らかの制限をうけることはやむを得ない」として当該生徒の請求を認めなかったものである。

すなわち、同決定の事案は、生徒がその教育方針を了承して入学した私立高校において、学校の教育方針に反する行為を行ったとの理由で退学処分が行われたものにすぎず、選挙運動による学業不振を直接の理由とするものではない。確かに、同決定においては、当該生徒の学業成績が低下していた事実にも言及されているが、これが選挙運動によって生じたことを認定しているものではない上、仮にそのような関係が認められたとしても当該生徒に関する一事案にすぎない。まして、このような事案の存在が未成年者による選挙運動が一般的に学業を阻害するという因果関係を示すものではない。

むしろ、「現実には、1960年代末の高校生の政治活動は、進学率が高く学習意欲の旺盛な生徒の多い高校においてより顕著であつたと指摘されており、政治活動への関与が社会科学に対する学習意欲を刺激し、結果に於いて今まで

以上に学業に精励することさえ予想され得る。反対に、政治活動への抑圧が勉学意欲を喪失させることもあり得よう」とも指摘されている（甲４５：広沢明『憲法と子どもの権利条約』（エイデル研究所、１９９３年）８、９頁）。

以上のとおり、被告の引用する発言や事案は、選挙運動と学業阻害との間の因果関係の存在を基礎付けるに足りるものではない。

(3) 被告の引用する発言は本件各規定の規制対象と齟齬がある

また、被告が引用するいずれの発言も、想定する対象者が本件各規定の規制対象と齟齬している。

まず、昭和６年（１９３１年）の衆議院議員の発言における「彼等」は、被告も自認するとおり、２０歳以上２５歳未満の者を想定したものであって、そもそも未成年者ではない。しかも、現に、男子の選挙権年齢は満２０歳以上に引き下げられたのであるから、このこと自体、前記発言に示された懸念が、当時、２０歳以上２５歳未満の者を選挙運動から排除するに足りるほどの一般的な懸念として受け止められていなかったことを示している。

次に、大正６年（１９１７年）の教育者（慶應義塾長）の発言が想定する「学生」（被告によれば中学生、高等学校生、専門学生及び大学生）は、「未成年者」のうちごく限られた者にすぎない。本件各規定が対象としているのは「未成年者」であって「学生」ではない。「未成年者」の中には、学校に在籍していない者、すなわち、未就学児、既に就労している者、家業や家事労働に従事している者なども当然に含まれる。

しかも、上記発言がなされた大正後期において、義務教育は尋常小学校（概ね６～１２歳の６年制）のみであった。そして、尋常小学校を卒業した者の進学先としては、高等小学校、旧制中学校、高等女学校などがあった（甲４６：学校系統図 大正８年）。大正１３年において、尋常小学校を卒業した者のうち、高等小学校に進学した者は５８．１％であったのに対し、旧制中学校へ進

学した者は4.0%であり、高等女学校へ進学した者は4.8%にとどまっていた（甲47：日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』175頁）。

このように、当時、尋常小学校を卒業した者（概ね12歳以上）のうちの多くは高等小学校に入学し、その卒業後、多くの者は進学せずに就労、家業又は家事に従事していたのであり³、未成年者のうち多くの者は、そもそも「学業」に従事していたわけではない。そうである以上、前記発言は、せいぜい、未成年者のうち、義務教育終了後に旧制中学校、旧制高等学校、専門学校又は大学等に進学し、継続的に学業に従事し得る立場にあった一部の「学生」に関する懸念を述べるものにすぎず、「未成年者」全般を対象としたものではない。

以上のとおり、前記各発言をもって、未成年者（当時においては20歳未満の者）一般に対して選挙運動を禁止するための立法事実として位置付けることはできない。

(4) 当時の教育観は現行憲法下の正当化根拠とはならない

加えて、これらの発言は、大日本帝国憲法下において、教育が臣民育成の制度として位置付けられていた時代のものであり、現行憲法下における規制の正当化根拠たり得ない。

当時の中学校においては、大正8年の中学校令改正により、男子に必要な高等普通教育を行うという従来の規定に加え、「特ニ国民道德ノ養成ニカムヘキモノトス」との条項が付加された。また、高等女学校についても、大正9年の高等女学校令改正により、女子に必要な高等普通教育を行うという従来の規定に加え、「特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」とされた（甲49：中学校・高等女学校の改革：文部科学省）。「国民道德」とは、

³ 昭和14年時点のデータであるが、同時点においても、高等小学校卒業者のうち進学する者は8%程度にすぎなかった（甲48：佐々木徹郎「旧制中等学校卒業者の社会的地位とその移動」（東北大学教育學部研究年報21巻、1973年）101頁）。

教育勅語を中核とし、個人を個人として教育するのではなく、「国民を国民として教育する」ため、「民族的精神」を養うものであり（甲50：井上哲次郎『増訂国民道徳概論』（三省堂、1918年）2、12、13頁）、神道、家族制度、祖先崇拜、「忠孝一本」の観念と結び付いたものであった。このように、当時の中等教育は、国民道徳の養成や婦徳の涵養を目的として明示するものであり、現行憲法下における個人の成長発達及び人格形成のための学習権とは異なる教育観を前提としていた。

これに対し、議会制民主主義を採用する現行憲法下において、未成年者の政治活動を制限することは「直接民主的国家の主人公の、国家への隷属化をもたらすことになるだけ」である（甲51：牧証名「政治教育と政治活動—教育を受ける権利と教育基本法第八条—」（ジュリストNo.442、1970年））。

したがって、大日本帝国憲法下の教育観及び未成年者観を前提とする前記各発言は、現行憲法下において、未成年者の選挙運動を禁止することを正当化するものではない。

(5) 小括

以上のとおり、被告が立法事実として引用する各発言及び事案は、立法事実として評価し得ないものであり、採用し得ない。

3 昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等⁴を立法事実に関し、被告の主張の誤り

(1) 被告の主張

被告は、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定が、「選挙権を持たず判断の未熟な学童等を利用した選挙運動を禁止するという方法により、未成年者の運動を間接的に規制することで、選挙の公正（選挙運動に係る機会の

⁴ 何人といえども学校の児童、生徒及び学生にして年齢二十歳未満のものに対する特殊の関係のある地位を利用して選挙運動をなすことを得ず

均等) 及び未成年者の保護を図ろうとしたものであった」とし、美濃部達吉が同条の規定について「それは主として学校職員に対する制限であるとともに未成年者を選挙運動の渦中に投ぜしむることを防ぐが為にするものである」と述べていることも、被告と同様の見解を示している旨主張する(被告準備書面(4) 8、9 頁)。

(2) 昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の趣旨は「特殊の地位を利用すること」を規制することにある

しかし、美濃部の上記記述からは、「未成年者を選挙運動の渦中に投ぜしむる」ことが、未成年者にとっていかなる意味において有害であるかは明らかでない。

この点をおくとしても、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等は、あくまでも未成年者に対して「特殊の地位を利用すること」に対する規制である。昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の主たる目的は、既に主張したとおり、学校教育の政治的中立性の確保にあると考えられるが(原告第5準備書面8、9 頁)、仮に、昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等に未成年者を選挙運動に巻き込むことを防止する趣旨が含まれていたと解するとしても、それは、未成年者に対して影響力を有する者が、その特殊の関係を利用して、未成年者をその自由な意思によらず選挙運動に関与させることを防止するという限度で未成年者の保護が図られているにとどまる。未成年者が、特殊の地位の利用などによらず、自発的に選挙運動を行う場合にまで、選挙運動が未成年者にとって有害であるとの評価を導くことはできない。

本件で問題となっているのは、未成年者に対する地位利用の禁止にとどまらず、未成年者自身に対して、選挙運動を一律に禁止することを正当化する立法事実が存在するか否かである。昭和22年改正衆議院議員選挙法96条等の規定が、仮に「間接的に未成年者の保護」を図っているとしても、それは、未成年者自身に対して選挙運動を一律に禁止する必要性を基礎付けるものではない。

い。

4 昭和27年改正に至るまでの経緯等に照らせば本件各規定が未成年者の保護を図ることが当然の前提とされていたとの主張の誤り

(1) 被告の主張

被告は、本件各規定は「主として教育的見地に基づき選挙運動に伴う弊害から未成年者の保護を図ることを目的とする点で一貫している」とし、「昭和27年改正当時においても、選挙関係者の間では、未成年者の選挙運動に係る規制によって未成年者の保護を図ることが当然の前提とされていたと考えるのが自然である」となどと主張する（被告準備書面(4)12、13頁）。

(2) 原告らの反論

しかし、被告のいう「当然の前提」は、昭和27年改正時における具体的な資料として確認できるものではなく、被告の推測にすぎない。昭和27年改正当時、未成年者のいかなる利益を、いかなる弊害から保護する必要があると認識されていたのかを具体的に示す資料はない。

また、被告が未成年者の保護として具体的に示しているのは、「選挙運動を行うことで学業をおろそかにすること」の防止であるが、前記第2・1のとおり、このような言説は、大日本帝国憲法下の教育観に基づいて、未成年者のうちの一部の「学生」を対象として述べられたにとどまり、現行憲法下において、未成年者の基本的人権を制約する正当な理由たり得ない。

5 小括

以上のとおり、被告が本件各規定の目的の一つであると主張する未成年者の保護、すなわち学業をおろそかにすることの防止に関する主張は、いずれも、未成年者による選挙運動と学業阻害との間に因果関係があることを基礎付けるものではない。また、被告は、大日本帝国憲法下における教育観に基づく個人の見解

を根拠とするが、このような見解は、現行憲法下において本件各規定を正当化する立法事実とはなり得ない。

結局、被告は、本件各規定がいかなる意味で未成年者の保護に資するのかを明らかにできていない。被告は、従前、未成年者保護の内実として、「未成年者が不当な選挙運動に巻き込まれることの防止」を主張していた（被告準備書面(3)41頁）。しかし、被告によれば、「不当な選挙運動」とは「選挙運動の機会の均等を害する態様で行われた選挙運動」を意味するのであり（被告準備書面(3)46頁）、被告の主張を前提としても、不当な選挙運動が「選挙の公正」を害することを述べるにとどまり、未成年者自身にとっていかなる意味において有害であるのかを説明できていない。また、被告のいう「不当な選挙運動」である人海戦術や金のかかる選挙等が厳格に規制されている現状において、実際に数多く行われている公選法を遵守した態様による「不当でない選挙運動」が未成年者自身にとって有害であるという根拠は何ら示されていない。

したがって、本件各規定の目的が「未成年者の保護」にあるとの被告の主張は、いずれも採用することができない。

第3 選挙の公正の確保（選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたことの弊害）について

1 被告の主張

被告は、昭和26年地方選挙においてみられたという選挙運動の態様を踏まえて、「現に未成年者を動員した選挙運動が横行し、選挙運動の機会の均等が害されるという弊害が存在する以上、当該弊害に対応する必要があることは当然である」とした上で、当該「弊害」につき、人海戦術（連呼行為等）の横行自体による弊害にとどまらず、「これが選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたことによる弊害」とであると主張する（被告準備書面(4)11頁）。

他方、被告は、原告らによる「選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていないことがなぜ選挙運動の機会の均等を害するのかが明らかでない」という主張に対して、「そもそも被告は未成年者が選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていないことをもって『選挙運動の機会の均等』を害するとは主張していない」のであり、「未成年者を動員した人海戦術が目に見え余るものであったことに加えて、これが選挙という手段で自らの意思を表明することが認められてすらいらない未成年者によって行われたことの問題が強く認識されていたことを指摘したものである」と主張する（被告準備書面(4)12頁）。

また、被告は、「(原告らは) 未成年者の選挙運動それ自体に起因する直接的な弊害が生じない限り、未成年者の選挙運動を規制することが許されないとの見解を前提とするようであるが、このように考えるべき論拠は示されていない」とした上で、「未成年者の選挙運動を自由に許した場合には、立候補者の経済力の差や組織的支援の有無等の競争条件の違い（選挙運動の機会の不均等）が選挙の結果に影響を及ぼし得るといえ、選挙の公正を確保し、未成年者を保護するために未成年者の選挙運動を制限したことは合理的である」とも主張する（被告準備書面(4)14頁）。

2 選挙権を有しない未成年者が選挙運動を行うことは「選挙運動の機会の均等」を害する要因ではない

被告は、前記のとおり、本件各規定の防止しようとする弊害が「選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたことによる弊害」であると述べ、あたかも未成年者の選挙運動を禁止する理由は未成年者が選挙権を有していないことと関係があるかのように主張するが、他方で、被告は、原告らの反論を受けて、「未成年者が選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていないこと」をもって「選挙運動の機会の均等」を害するとは主張していないとも述べている。

そうすると、被告自身の主張によっても、未成年者が選挙権を有しないことそれ自体は、選挙運動の機会の均等を害する要因ではなく、この点についての被告の主張は特段の意味を有するものではないことになる。

3 人海戦術等の取締りの実効性の確保は未成年者の自由を制限する正当な理由たり得ない

そうである以上、被告の主張において、選挙運動の機会の均等を害する要因として残るのは、未成年者の参加の有無に関わらない、人海戦術それ自体にとどまる⁵。被告自身も、「(原告らは) 未成年者の選挙運動それ自体に起因する直接的な弊害が生じない限り、未成年者の選挙運動を規制することが許されないとの見解を前提とするようであるが、このように考えるべき論拠は示されていない」と述べて、未成年者の(特に自発的な)選挙運動それ自体がもたらす弊害については主張せず、人海戦術による弊害を主張している。

しかし、既に述べたとおり、人海戦術の防止については、公選法上、戸別訪問の禁止、署名活動の禁止、氣勢を張る行為の禁止、連呼行為の禁止、自動車等の使用の制限、車上の選挙運動の禁止、文書図画の頒布の制限、文書図画等の掲示の制限、選挙運動のための演説会の制限、街頭演説における場所等の制限、街頭演説における選挙運動員の制限など数多くの規制がなされている(原告第3準備書面12頁)。また、買収罪や選挙運動費用の上限規制により、資金力の多寡が選挙運動に大きな影響を及ぼす事態も防止され、「金のかからない選挙」の実現が図られている(原告第3準備書面12～15頁)。これらの規制により、未成年者であれ成年者であれ、多数の人員を動員する人海戦術は制限され、また、資金力を駆使して大量の人員を雇い入れて選挙運動を行うこともできないので

⁵ そもそも、昭和26年地方選挙において人海戦術が行われたという事実があったとしても、多数の未成年者が、教育上の地位の利用とは無関係に人海戦術に動員されたとの事実まで立証されているものではないことは、原告第3準備書面において主張したとおりである。

あるから、被告のいう「選挙の公正」の実現は図られている。

これに対し、被告は、「昭和27年改正当時、選挙運動費用に対する法的規制（法定選挙費用）はほとんど守られていないとされ、警察による取締りも実効性を欠いたこと」などから「法定選挙費用の規制とは異なる観点から未成年者の選挙運動を禁止することで、前述した弊害の発生を的確に防止しようとしたことは何ら不合理ではない」とも主張する（被告準備書面(4)12頁）。

しかし、未成年者の選挙運動を禁止することが、なぜ不当な選挙運動の「取締りの実効性」に寄与するのかは明らかでない。また、被告の主張は、結局のところ、「取締りの便宜」（訴状16頁）のために、それ自体として選挙の公正を害するものではない未成年者の選挙運動を禁止し、その自由を犠牲にしていることを自認するものにほかならない。

このように、公選法上、規制されるべき人海戦術や金のかかる選挙運動については既に厳格な規制が設けられており、被告の主張として残るのは、このような規制に違反する者に対する「取締りの実効性」・「取締りの便宜」のみである。しかし、取締りの実効性を、規制に違反する者ではなく、これとは無関係に選挙運動を行う未成年者、あるいは、被告の主張によれば人海戦術に「巻き込まれる」側である未成年者の自由を制約することによって実現することは許されない。

したがって、被告の主張する「選挙の公正」の確保は、本件各規定を正当化する理由とはなり得ない。

4 自発的な選挙運動を含めて全面的に規制する必要性は示されていない

原告が、仮に未成年者を使用した選挙運動の一部または全部を禁止する必要があるとしても、「使用」を禁止することで足り、自発的な選挙運動を含めて全面的に禁止する理由とはならない旨主張したのに対し、被告は、「未成年者が『親の為』に親の立場を慮って『使用』によらずに選挙運動を開始し、友人その他に声をかけて多数の未成年者を動員することもあり得るし、『有力なアルバイト口』

に端を発し、選挙事務所その他立候補者と一部の者は『使用』の關係に立ちつつも、動員される未成年者は、『自発的』な『協力』關係に立って選挙運動に参加し又は選挙運動に巻き込まれることも当然にあり得る」ところ、そのような選挙運動も「選挙の公正」を害するから規制の必要性がある旨主張する（被告準備書面(4)14～16頁）。

そもそも、被告は、本件使用禁止規定における「使用」の意義を明らかにしておらず、被告の主張の前提自体が不明確なものといわざるを得ない。その点をおくとしても、被告の主張する事態が生じた場合、どのような観点で「選挙の公正」が害されるのか不明である。立候補者の訴える政見・政策に共感した者が、自らその候補者を応援したいと考え、選挙運動に参加することは、民主主義の下で当然に予定されている。そして、ある候補者に対する支持が広がり、その結果として多くの者が組織的に支援するに至ることは、当然に予定された事態であり、それ自体が選挙運動の機会の不均等を意味するものではない。むしろ、それは国民が政治的意思を形成し、これを社会に表明する過程そのものであって、これ自体を不当なものとして評価することはできない。

したがって、自発的な選挙運動を含めて規制すべきとする被告の主張は根拠を欠く。

5 小括

以上のとおり、被告の「選挙の公正」に関する主張のうち、「選挙という手段で自らの意思を表明することが認められていない未成年者の動員によって行われたこと」それ自体は、選挙運動の機会の均等が害されることを基礎付けるものではない。

また、人海戦術や資金力等の競争条件に左右される選挙運動が「選挙の公正」を害するのだとすれば、そのような態様の選挙運動を規制すれば足りる。現に厳格な規制が行われているにもかかわらず、被告は、未成年者による選挙運動を全

面的に禁止する必要性について、「取締りの便宜」以外に、全く説明できていない。

したがって、本件各規定の目的が「選挙の公正の確保」にあるとの被告の主張は、いずれも採用することができない。

第4 結語

以上のとおり、立法目的に関する被告の主張はいずれも採用し得ない。

未成年者の保護としての「学業をおろそかにすることの防止」は、国家が未成年者の自由を制限する正当な目的たり得ない。また、被告の提出する証拠は、「未成年者」全般を対象とする本件各規定の必要性を基礎付けるものでも、未成年者による選挙運動が一般的に学業を阻害するという因果関係を基礎付けるものでもない。

そして、被告が主張する昭和26年地方選挙における「弊害」も、結局は人海戦術一般の弊害にとどまり、未成年者の選挙運動全般を禁止することを正当化するものではない。

以上によれば、被告準備書面(4)の主張によっても、本件各規定の目的の正当性及び手段の合理性・必要性は認められず、本件各規定は憲法21条1項に反し、違憲である。

以上